



鳥羽市役所
ISE-SHIMA NATIONAL PARK TOBA

Press Release

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和3年9月24日（金）

【照会先】

鳥羽市健康福祉課 生活支援係

担当：宮本・沼

Tel 0599-25-1115

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や濃厚接触者に認定された場合の食料品等の支援の実施について

● 概要：鳥羽市では、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合に、本人またはその家族に対して、見舞金や自粛中の生活のための支援金を支給しています。

今般、新型コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者の急増を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合や濃厚接触者に認定され、自宅療養や自宅待機を余儀なくされた方に対して、期間中安心して生活していただけるよう、食料品等の支援を新たに実施いたします。

※ 詳細は別添のとおり

新型コロナウイルスに感染・濃厚接触者に認定されたら

新型コロナウイルス感染症の感染者が三重県内や近隣市町で増加しており、鳥羽市においても予断を許さない状況です。市では感染予防などの取組みを講じておりますが、**市民の皆様が感染された場合、または濃厚接触者に認定された場合に以下の支援をいたします。**

見舞金

対象者

鳥羽市に住民登録があり、現に鳥羽市にお住まいの方で**陽性となった方**

支給額

感染者1人につき
見舞金1万円を支給

必要書類

新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かる書類

支援金

対象者

見舞金対象者の**本人**
または同居家族

支給額

感染者1人につき食料品等の配達料として**支援金1万円を支給**

必要書類

新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かる書類
(見舞金と併用・後日可)

食料品・生活用品の支援New!

(※) 支援金と併用できません

対象者

- ①見舞金対象者の**本人または同居家族**で自宅療養・自宅待機を要請された方
- ②**濃厚接触者と認定された本人または同居家族**で自宅待機を要請された方
(※) ①, ②のどちらも、**親族等の支援を受けることが困難な場合に限ります**

支給内容

2週間分の食料品・生活用品 (希望者のみ) を支給

- ・食料品・・・米、レトルト食品、乾麺 など
 - ・生活用品・・・トイレットペーパー、生理用品、子どものオムツ など
- (※) 産地やメーカーなどは選べません

申請について

支給にあたっては、**生活状況等について事前に聞き取りを行います**
(聞き取り後、概ね1日程度で食料品等をお届け・申請は自宅待機が終了した後で可)

まずは、以下の問い合わせ先にお電話ください。

問い合わせ先

鳥羽市健康福祉課生活支援係 (☎0599-25-1115)